

## 論点検討資料（住民投票）（案）

### 【条例素案（たたき台）】

#### 第〇節 市民参画

##### （住民投票）

第〇条 市長は、市政に関し特に重要な事案について、直接、住民の意思を確認するため、事案ごとに条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 前項の条例は、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとする。

3 市は、住民投票の結果を尊重するものとする。

## 【市民委員会の提言】

### 3 市民主権と協働

#### ▪ 住民投票

- ・市民は、市政の重要事項について、住民投票を請求することができます。
- ・議会および市長は、市政の重要事項について、市民の意思を直接に確認し、市政に反映させる必要があるときは、住民投票を実施することができます。
- ・議会および市長は、住民投票の結果を尊重するとともに、住民投票の結果を踏まえ行った政策的判断について、市民に対して説明します。
- ・住民投票を実施する上で必要な事項は、別に条例で定めます。

## 【論 点】

### 1 非常設型と常設型

#### ・非常設型（個別設置型）

個別の案件ごとに、議会の議決を得て条例を制定し、住民投票を実施するもの。

#### ・常設型

あらかじめ住民投票の対象となる事項などを定めた条例が常設され、要件を満たせば、いつでも住民投票が実施できるもの。

### 2 住民投票の発議・請求

- ・市長，議会，住民の発議・請求について規定するかどうか。

### 3 投票結果の取扱い

- ・市長および議会は住民投票の結果を尊重することを規定する。

【条文比較表（住民投票）】

	新潟市自治基本条例 (H20. 2. 22施行)	帯広市まちづくり基本条例 (H19. 4. 1施行)	丸亀市自治基本条例 (H18. 10. 1施行)	伊賀市自治基本条例 (H16. 12. 24施行)	豊中市自治基本条例 (H19. 4. 1施行)	大和市自治基本条例 (H17. 4. 1施行)
住民投票	<p>第3章 市政運営 第2節 参画及び協働の仕組み (住民投票) 第18条 市長は、市政に関し特に重要な事案について、広く市民の意思を把握するため、事案ごとに条例で定めるところにより住民投票を実施することができます。 2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。</p>	<p>第4章 参画と共働 (住民投票) 第15条 市長は、市政に係る重要な事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。 3 議会及び市長は、前2項の定めにより住民投票を実施した場合は、その結果を尊重します。</p>	<p>第7章 市民参画及び協働 (住民投票) 第19条 市長は、市政に関する重要事項について、住民の意見を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。 2 住民投票を実施しようとするときは、対象事案に応じた条例を別に定めるものとする。 3 議員及び市長の選挙権を有する住民は、法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、前項に規定する条例の制定を請求することができる。 4 議員は、市民の意見を直接問う必要があると認めるときは、法の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、第2項に規定する条例の制定を発議することができる。 5 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>	<p>第3章 市民の参加 第3節 市民投票 (市民投票の原則) 第19条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。 2 市民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮する。 3 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。 (市民投票の実施) 第20条 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。 2 市民投票は、投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しない。この場合において、開票作業その他の作業は行わないものとする。</p>	<p>第5章 市民投票 (市民投票) 第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者（外国人を含む。第3項において同じ。）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。 3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。 4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。 5 市民投票の実施に関する手續その他必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>第8章 住民投票 (住民投票) 第30条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 (住民投票の請求等) 第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。 4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。 5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。 6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。</p>